○藤岡市歯と口の健康づくりの推進に関する条例

平成26年3月24日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、市が行う歯と口の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民の責務等を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 市民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行 わなければならない。
 - (1) 市民が生涯にわたり歯と口の機能や状態及び歯科疾患の特性に応じ、適正かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること。
 - (2) 市民が適切な歯と口の健康づくり及び歯科医療のサービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
 - (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、歯と口の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口の 健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の責務)

第4条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、市民の歯と口の健康づくりの推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口の健康づくりの推進に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活における自らの歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口の健康づくりの推進に努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第6条 市は、歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 妊娠期から乳幼児期における親子の歯と口の健康づくりに関する施策
- (2) 学齢期における歯と口の健康づくりに関する施策
- (3) 成人期における歯と口の健康づくりに関する施策
- (4) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした歯と口の健康づくりに関する取組をいう。)その他高齢期における口腔機能の維持及び向上に必要な施策
- (5) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口の健康づくりに関する 施策
- (6) 歯と口の健康づくりの施策に関する情報の収集及び普及啓発
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口の健康づくりの推進を図るために必要な 施策及び社会環境の整備

(計画の策定)

- 第7条 市は、市民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。
- 2 前項の計画は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市健康増進計画と一体的に定めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。